

佐賀県指令 2 建設技第 448 号
令和 2 年 10 月 6 日

〒849-0917
佐賀県佐賀市
高木瀬町長瀬 929-1

(有) 寺崎資材工業

寺崎 一男 様

佐賀県知事 山口 祥義



一般 建設業の許可について (通知)

令和 2 年 9 月 2 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	佐賀県知事 許可(般-2) 第 6631 号
許可の有効期間	令和 2 年 10 月 9 日から 令和 7 年 10 月 8 日まで
建設業の種類	土木工事業 舗装工事業 水道施設工事業
	とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7 年 9 月 8 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)